

14. 農 林 中 央 金 庫

1. 目的及び沿革

農林中央金庫は、農林中央金庫法（制定当時は、「産業組合中央金庫法」であつたが、昭和18年3月11日法律第46号により「農林中央金庫法」に改正）に基づき農林水産業に関する協同組合の中央金融機関として大正12年12月20日に設立された特殊法人である。

農林中央金庫法が制定された背景としては、明治初期以降我が国産業組合が国の助成政策によつて整備拡充されてたものの、金融面では勸業銀行、農工銀行を通じての助成金融が行われるにすぎず、産業組合固有の金融機関は設けられていなかった。

このような情勢のもとに、対人信用により産業組合を通じて農家への円滑なる資金融通を図るための中央金融機関の設立の要請が強くなり、大正12年「産業組合中央金庫法」の成立をみたのである。

産業組合中央金庫は、前述のような要請を受けて設立されたものであるから、その組織及び業務内容は相互扶助の原則が貫かれていたが、他方、農民救済のための低利資金を農業外部から導入しなくてはならない実情にあつた。このため、設立当初は、資本金の半分を政府出資で賄い、政府出資金について当分の間配当を免除するとともに、大蔵省預金部等の引受けによる産業債券の発行、営業税の非課税措置等の特典が与えられた。また、監督行政面においても、役員全員を政府が任命するほか、監理官による監督、業務運営面に関する政府の許認可事項も多く、政府機関的色彩が強かつた。

その後、組合金融（農林水産業の協同組合系統金融）の発展とともに、次第に政府機関の性格はうすれ、特に、政府出資については、昭和23年金融機関再建整備法による全額切捨てが行われ、これに伴い、即日民間団体だけで4億円の増資を行い、また、昭和25年に一時政府から受け入れた優先出資20億円も、昭和34年7月31日に償却を完了したことにより、現在の農林中央金庫の資本金はすべて所属団体からの出資となつている。

そして、昭和36年の法律改正では、理事長及び監事は出資者の総代会で選任され、副理事長及び理事は理事長が任命することになり、監理官制度も廃止された。

また、この間、昭和13年には水産関係の協同組合系統を、昭和18年には森林組合系統をそれぞれ出資団体に加え、同年9月13日、名称を「農林中央金庫」と変更して今日に至つている。

2. 組 織

（1）出資関係

イ 金庫に出資する資格を有するものは、金庫法第5条に制限的に列挙されており、これらの団体以外には金庫の出資者となることはできない。金庫法第5条に定められている出資資格団体は次のとおりである。

政府、農業協同組合連合会、農業協同組合、森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産業協同組合共済会、農業共済組合連合会、農業共済組合、漁船保険組合、農業信用保険協会、農業信用基金協会、中央漁業信用基金、漁業信用基金協会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、野菜供給安定基金、土地改良区連合、土地改良区、塩業組合又は蚕糸業、林業若しくは塩業に関する中小企業等協同組合。

なお、政府は、現在出資をしていないので、金庫定款では、出資資格団体から削除されている。

ロ 出資・資本金

昭和48年の法改正で資本金は100億円とされたが、総会の決議により政府の認可を得て増資することができることになつており（第4条）、48年11月、51年11月それぞれ100億円増資したことにより、資本金は300億円となつた。なお、出資者は、金庫法第7条において準用する産業組合法第17条の規定により、出資1口以上を持たねばならず、出資者は金庫の承諾がなければ、その持分を譲渡又は譲受けすることができないこととなつている。

（2）機 関

イ. 総会・総代会

金庫の意思決定機関として、出資者による総会があるが、産業組合法第38条2の第2項の規定の準用により、都道府県の区域ごとに出資者の互選による総代で構成される総代会で、総会に代わる機能を果している。総代会においては、理事長及び監事の選任・解任、財産目録、貸借対照表、事業報告書、剰余金処分等の承認、定款変更等の議決を行うが、農林中央金庫の解散の議決は総代会では行うことができず、総会によらなければならないことになつている。更に、理事長が副理事長及び理事を任命する場合には、総代会の同意が必要である。

総代会は定款により、出資者200までについては2、出資者100を超える部分については、100又はその端数ごとに1を加える割合で選任された総代（任期2年）で構成され、54

年7月末現在の総代数は167団体で、議決権はそれぞれ1である。

ロ. 役員

金庫には業務執行機関として理事長がおかれ、副理事長及び理事は理事長の補助機関となつている。また、監査機関として監事がおかれている。

理事長及び監事の選任は総代会において行われることになつてゐるが、定款の定めにより、管理委員会の推せんに基づいて選任することになつてゐる。

役員の定数は、理事長、副理事長各1名、理事3名以上、監事3名以内となつており、現在は理事15名（うち6名は所属団体の代表者である非常勤理事）、監事は3名（うち1名は非常勤監事）である。

ハ. 審議委員

審議委員は、農林中央金庫法上役員の章に規定されているが、執行機関やその補助機関ではなく、金庫の業務運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応ずる機関である。委員は理事長が委嘱し、任期は4年、定数10名以上で、その3分の2以上は所属団体関係者の中から委嘱することになつてゐる。

ニ. 管理委員

管理委員は、定款で定めたところの機関で、総代の代表者から互選された選出委員11名及び理事長の委嘱する4名の委嘱委員の計15名で、管理委員会を構成している。管理委員会は、理事長及び監事の倒補者を総代会に推せんすることになつてゐる。また、理事長が副理事長及び理事を任命する際、総代会の同意が必要であるが、あらかじめこれを管理委員会に諮ることになつてゐる。

(3) 業務機構

金庫の業務機構は、本所、支所及び事務所によつて構成されているが、現在の機構図は別図のとおりである。

3. 業 務

金庫業務の概要は次のとおりである。

(1) 与信業務

イ. 所属団体に対する与信業務

金庫は、個人に直接融資等をすることなく、農林漁業者を構成員とする所属団体に対し行うことを原則としている。

(イ) 5年以内の定期償還貸付

(ロ) 30年以内（所属森林組合連合会、所属森林組合又は所属生産森林組合に対して貸付ける場合においては50年以内）の年賦償還貸付——ただし、その金額は払込出資金及び農林債券発行額の合計額を超えることはできない。

(ハ) 手形割引又は当座貸越

(ニ) 債務保証

金庫の所属団体に対する貸付けは、実際には、長期貸付、短期貸付に区分されており、金利も長短別（一般的に短期は手形貸付、長期は証書貸付という区分になるので、金利体系は、この区分による。）を柱として、所属団体のうちで信連

と信連以外の所属団体に対する貸付金利が設定されている。

このほか、「特殊資金」と称する所属団体への低利・長期の貸出がある。

ロ. 所属団体以外の者への与信業務

金庫は所属団体以外の者で特別に金庫の存立目的からみて適当と認められる者に、所属団体に対する与信業務を妨げない限度において与信業務を行うことができるとされている。

その内容は次のとおりである。

(イ) 次の者に対する10年以内の定期償還貸付若しくは年賦償還貸付（bに対する年賦償還貸付は20年以内）、手形割引、当座預金貸越

a. 未出資の出資資格団体

b. 農林水産業を営む者

(ロ) 次の者に対し、主務大臣の認可を受け10年以内の定期償還貸付若しくは年賦償還貸付（cに対する年賦償還貸付は20年以内）、手形割引、当座預金貸越

a. 出資資格団体の発達を図るために必要な施設を行う法人（いわゆる「施設法人」）

b. 農林水産業に関する事業を営む法人（いわゆる「関連産業法人」）

c. 農山漁村において産業基盤若しくは生活環境の整備の事業を行う地方公共団体その他の非営利法人が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる法人（いわゆる農山漁村整備法人）

d. 経済社会の発展を図る見地より貸付けをなすことが適当と認められる法人で命令で定められたもの（いわゆる「特別貸出法人」）

(ハ) 銀行その他金融機関に対する主務大臣の認可を受けた貸付、手形割引、当座預金貸越

(ニ) 農林債券所有者に対する農林債券担保短期貸付

なお、このほかに、農林中央金庫法上の業務ではないが、農村地域工業導入促進法第13条に基づく貸付（いわゆる「農工法人貸付」）がある。

(2) 受信業務

イ. 預金の受入れ

預金の受入先としては、次のものに限定されている。

出資資格団体（未出資の出資資格団体を含む。）、貸出先、農林債券の応募者（応募をしようとする者を含む。）又は買入れをしようとする者、公共団体その他非営利法人、主務大臣の認可を受けた銀行その他の金融機関。

ロ. 農林債券の発行

農林債券は、農林水産業のための中長期資金の安定的確保を主目的として発行されており、また、組合金融の特殊性（季節的波動による端境期の預金減少、金融情勢の影響による系統余裕金等）の変動等を補完するとともに不測の災害発生時の資金や政策的資金を系統に流す（例えば、自主流通米集荷資金の資金運用部による引受け）といった機能を果たしている。

なお、農林債券の発行限度は、払込出資金及び出資者勘定

に属する準備金の20倍となつてゐる。

(3) その他の固有業務

イ. 為替業務

金庫の為替業務は、所属団体等に限定することなくすべての取引先が対象となつており、為替業務も内国為替業務及び外国為替業務の双方を営むことができる。

ロ. 保護預り業務

金庫が預金の受入れをすることができる先及び農林債券の所有者のために、有価証券及びその他物品の保護預り業務を営むことができる。

ハ. 有価証券の委託売買業務

金庫は所属団体のために、有価証券の委託売買業務を営むことができる。

ニ. 出資及び株式払込金の受入業務

金庫は所属団体及び所属団体が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人のために、出資、株式払込金の受入れ及びその配当金の支払い業務を営むことができる。

ホ. 代理業務

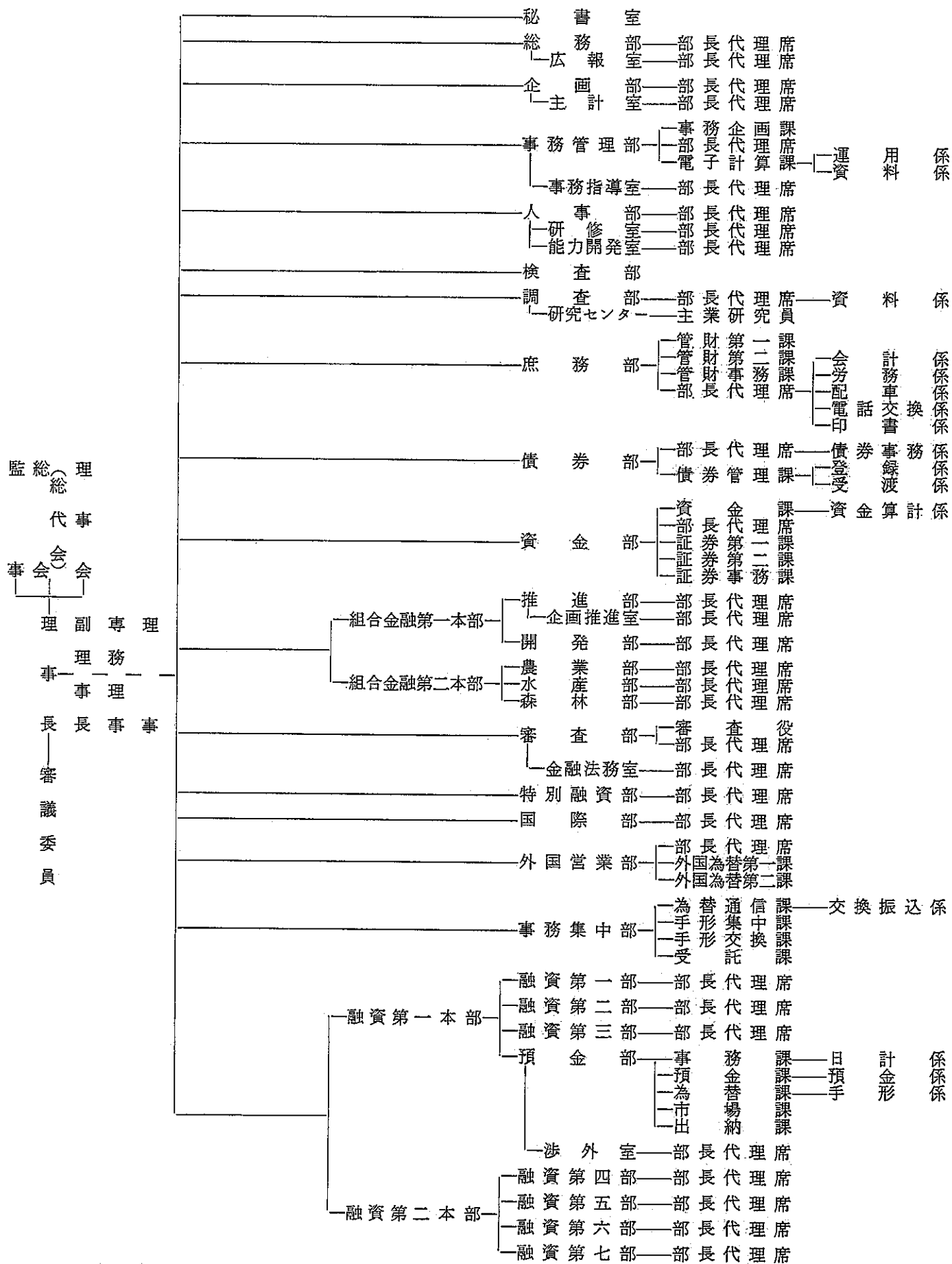
金庫は主務大臣の認可を受けて国、公共団体その他営利を目的としない法人、銀行その他の金融機関の業務の一部を代理することができる。

(4) 余裕金の運用

イ. 国債証券、地方債証券その他主務大臣の認可を受けた有価証券の買入れ、応募又は引受け

ロ. 銀行預金、郵便貯金

本 所 機 構 図



支所所在地：東京、大阪、札幌、名古屋、仙台、福岡、金沢、静岡、岡山、高松、新潟、青森、盛岡、福島、水戸、長野、広島、松山、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、秋田、山口、松江、那覇
事務所所在地：宇都宮、前橋、甲府、京都、神戸、和歌山、山形、徳島、鳥取